

第2章 高齢者が安全・安心に暮らせるまち

高齢者を災害や犯罪の被害から守るとともに、道路環境など福祉のまちづくりの整備を進め、安全・安心に暮らせるまちの実現を目指します。

第1節 福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、バスや電車等により一人で外出している方は83.6%で、大部分の高齢者が一人で外出している一方、できない方は5.1%、できるけどしていない方は9.7%となっています。外出する際の移動手段は「徒歩」が63.9%で最も多く、次いで、自動車（自分で運転）、電車の順となっています。高齢者が安心して生活するには、身体能力を補完しながら、誰もが目的を持った日常行動や地域・社会への参加が可能となるよう、環境整備を進める必要があります。

権利擁護の観点では、厚生労働省による要介護施設従事者等や養護者による高齢者への虐待件数は、年々増加しており、虐待の防止に向けた取組は喫緊の課題です。

また、認知症等により財産の管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支えるための成年後見制度はこれまで十分に活用されていませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は今後一層高まるところから、平成28年に成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見制度の利用促進が進められています。

高齢者や障害者を含めた全ての人が、お互いに人格や個性を尊重し、共に支え合う福祉のまちづくりを進めていくことが重要です。

【基本施策】

第1項 公共建築物等のバリアフリー化の推進

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正（平成18年）、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年）、青梅市福祉のまちづくり整備要綱（平成6年）に従い、公共建築物等の出入口・廊下・階段・エレベーター・手洗い・駐車場等のバリアフリー化に向けて、引き続き整備を進めます。

事業名	事業の内容	担当課
1 公共建築物等のバリアフリー化の促進	高齢者や障害者に配慮した施設づくりを推進するとともに、民間施設に対する指導・助言を行い、理解と協力を求めます。	福祉総務課

第2項 歩行者空間の整備と交通安全対策

歩道や市道区画線等の整備を行い、高齢者の外出の安全を図るとともに、交通安全教育を実施し、高齢者の交通安全対策を図ります。

事業名	事業の内容	担当課
1 歩道の整備	幅員の狭い歩道の拡幅や段差の解消などの整備を行います。	土木課
2 市道区画線等の整備	市道の区画線や文字表示などの新設や、薄くなつた区画線等の再設置により歩行者と車両の通行区分を明確にし、交通安全対策を図ります。	土木課
3 交通安全教育の実施	高齢者交通事故防止のため、高齢者交通安全教室などを行います。	市民安全課

第3項 権利擁護等の推進

高齢者が尊厳ある生活を送れるように、関係機関と連携しながら、高齢者虐待の未然防止や早期発見に努め、迅速かつ適切な対応を行っていきます。また、認知症など判断能力が十分でない高齢者に対する成年後見制度の利用の促進を進めます。

事業名	事業の内容	担当課
1 権利擁護事業	地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携し、高齢者虐待の予防と早期発見に取り組みます。また、認知症など判断能力が十分でない高齢者に対して、成年後見制度の利用などを促進し、高齢者に対する権利擁護に取り組みます。	高齢者支援課 障がい者福祉課
2 青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会	「青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会」を開催し、関係機関との連携を強化するとともに、高齢者虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。	高齢者支援課
3 成年後見制度の活用支援	社会福祉協議会による成年後見制度や相談窓口の周知、後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続き支援を実施）、成年後見制度推進機関運営委員会の開催、社会福祉協議会職員や市町村職員等に対する研修の受講を推進します。	福祉総務課
4 成年後見制度申立事業	関連部署と連携し、身寄りがない認知症高齢者等の保護を図るため、市長が法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判申立てを行います。	高齢者支援課 障がい者福祉課 福祉総務課

第2節 生活安全対策の強化

【現状と課題】

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、日常生活の中で不安を感じたり心配になることとしては、「御自身や家族の健康」に次いで「地震や台風などの自然災害」が4割と高く、市が充実させるべきと思う高齢者施策においても、「地震や台風などの災害対策」が4割を占めています。近年の激甚化する災害への備えについて、高齢者の関心が高くなっていることが伺えます。

特に、市が行うべき災害対策としては、「高齢者に分かりやすい災害時の避難場所の周知など」「災害時における高齢者の受け入れ機関の強化・連携」が高く、介護サービス事業所調査においても、事業所において実施している、または行政と連携できる取組として、「災害時に避難場所の周知等分かりやすい情報の発信」「一時的な避難場所としての施設の開放」が上位2つを占めています。これらのことから、災害対策として、避難場所等の情報周知と、災害時における高齢者の避難体制整備を中心に防災の取組を推進する必要があります。

感染症対策では、令和2年から新型コロナウイルス感染症が世界的な流行となり、国内においても4月から5月までの期間、緊急事態宣言が発令され、広く国民の行動制限が行われるだけでなく、特に感染リスクの高い高齢者に対しては、各種サービスの提供が制限される状況が続きました。今後も未知の感染症の発生が想定されることから、感染症対策の徹底と感染拡大防止のための体制づくりと感染症対応能力の向上などが求められています。

近年、夏の猛暑による熱中症が多く発生するようになっています。熱中症の注意喚起や熱中症にならないための避難の場などの確保が求められています。

警察庁による令和2年版警察白書によると、刑法犯認知件数全体の減少にともない、刑法犯認知件数に占める高齢者が被害者となった件数は減少傾向にある一方、高齢者の被害件数の割合については、平成21年（2009年）以降一貫して増加しており、令和元年中は、12.3%となっています。特に、特殊詐欺の被害者は高齢者が約8割を占めており、多額の被害が生じています。

今後ますます、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加していく中で、高齢期の安全・安心な生活を守る対策の強化が、より一層求められています。

【基本施策】

第1項 緊急時の安全確保

ひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、緊急時に救急車の出動などの救護が受けられる緊急通報システム事業や、火災で緊急事態に陥ったときに、火災警報器と専用通報機との連動により、消防車が出動する火災安全システム事業を継続して実施します。

事業名	事業の内容	担当課
1 緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等が家庭内で病気などの緊急事態に陥ったときに、無線発報器等で東京消防庁または民間受信センターに通報することにより、速やかな援助を行います。	高齢者支援課
2 火災安全システム事業	家庭内での火災による緊急事態に備えて、防災機器を給付または貸与するとともに、火災の発生時に火災警報器からの信号を東京消防庁に自動通報することで迅速な救助および消火活動を行います。	高齢者支援課

第2項 災害対策の推進

自治会、自主防災組織、民生児童委員合同協議会、高齢者クラブ、介護サービス事業者などと連携し、防災訓練等を通じた防災意識の向上を図るとともに、災害時の避難誘導・救出・救護および安否確認の把握など、支援体制の強化に努めます。

また、高齢者向け防災情報の発信や、介護事業所等の災害に関する具体的計画の周知促進、市内特別養護老人ホーム等との災害協定にもとづき、被災した高齢者の受け入れを行うなど、支援体制づくりを推進します。

事業名	事業の内容	担当課
1 家具転倒防止器具給付事業	家具転倒防止器具を給付し、高齢者の生命・財産を地震災害から守ります。	高齢者支援課 防災課
2 高齢者向け防災情報の発信	高齢者に分かりやすい災害時の避難場所の周知等の防災、災害に関する情報を発信します。	高齢者支援課 防災課
3 防災訓練の実施	災害などの危険から高齢者を守るため、防災訓練などを行います。また、訓練を通じて、危機管理体制の充実を図ります。	防災課 高齢者支援課
4 避難行動要支援者の支援	災害発生時等の避難の際に配慮が必要な方である避難行動要支援者の台帳を作成し、自主防災組織などの避難支援等関係者による平常時からの声かけ等、支援協力体制の強化に努めます。	防災課 高齢者支援課
5 市内特別養護老人ホーム等との災害協定	特別養護老人ホーム等との災害協定にもとづき、大規模災害時の速やかな応急対策活動に備えます。	介護保険課
6 介護事業所等の災害に関する具体的計画の周知徹底【新規】	介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認し、災害種別ごとに対策を構築し、避難に要する時間や避難経路等の確認および職員や利用者等への周知を促進します。	介護保険課

7 要配慮者施設の避難確保計画の作成促進【新規】	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促進します。	防災課 介護保険課
---------------------------------	--	--------------

第3項 感染症対策の推進【新規】

感染症の発生時においても、継続的にサービスを提供できるよう、介護事業所等における備えや体制の整備を支援します。

また、感染症の流行を抑制するため、適切な情報の発信に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する取組を進めます。

事業名	事業の内容	担当課
1 在宅高齢者等に向けた感染拡大防止のための情報提供および発信	<p>感染症の拡大防止のため、国、都など関係機関と連携し、広報紙・ホームページ等を利用して感染情報の周知に努めます。</p> <p>また、感染症についての正しい知識と適切な予防法について周知を図り、市民一人一人の感染予防策が習慣化されるよう、情報提供を行います。</p>	健康課 高齢者支援課
2 介護事業所等の感染症対応能力の向上	介護事業所等が、感染症発生時において継続的にサービス提供するため、感染症対策の具体的な方法や留意点などについて必要な情報提供を行うとともに、感染症対応能力向上に資する研修などを実施します。	介護保険課
3 介護事業所等の感染症に関する体制整備支援	介護事業所等が、感染症発生時において継続的にサービス提供するための備えを講じ、感染症対策に必要な物資を備蓄する体制整備を支援します。	介護保険課

第4項 熱中症の対策の推進【新規】

在宅高齢者の熱中症を予防するため、防災無線等を使った呼びかけや真夏の暑さをしのげる場所の提供を行います。

事業名	事業の内容	担当課
1 熱中症予防のための情報提供・啓発活動の実施	熱中症を予防するため、広報おうめ、リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページ等を通じて情報提供を行うとともに、パネル展等の啓発活動を実施します。 また、気象庁が「熱中症警戒アラート」を発表した場合、防災無線で広報するなど情報提供に努めます。	健康課 高齢者支援課
2 高齢者に対する熱中症の予防啓発と注意喚起	地域包括支援センターによる高齢者訪問等の際、熱中症予防の啓発と注意喚起を行います。	高齢者支援課
3 梅っこサロンの開設	市の施設の一部を、暑さをしのぎ休憩できる高齢者の集いの場「梅っこサロン」として開放し、暑い時期に自宅で過ごすことができない高齢者に対する居場所を提供します。	高齢者支援課

第5項 防犯対策の推進

警察等の関係機関との連携の下に、各種啓発を行い、高齢者が安全・安心に生活が送れるよう支援していきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 消費生活に関する啓発相談事業	悪質商法被害防止等について、高齢者に対する出前講座や市広報等の活用、消費者月間での街頭キャンペーン、イベント等における啓発事業や消費生活相談を実施します。	市民安全課
2 消費者を見守る体制づくり	高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を、地域および関係機関と連携して見守る体制づくりを目指します。	市民安全課 高齢者支援課
3 犯罪防止のための情報提供の促進	特殊詐欺などの被害を未然に防ぐため、チラシの配付、市広報等への記事掲載、犯罪発生情報を配信するとともに、対象世帯には自動通話録音機の設置を行うなど、関係機関と連携して啓発等に努めます。	